

# 令和 8 年度 介護保険 集団指導

高齢者支援グループ

令和 8 年 7 月 30 日

- ・ 社会福祉法の一部を改正する法律の概要関係
- ・ 訪問歯科診療依頼表の記載について等

# 社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

**改正の趣旨** 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

## 改正の概要

### 1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

#### (1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

#### (2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

#### (3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

#### (4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

#### (5) 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

#### (6) 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

### 2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

#### (1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

#### (2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

#### (3) ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

### 3. 支援基盤の強化等

#### (1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

#### (2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

施行日：令和9年4月1日が原則ですが、改正事項によって異なります。（各改正事項を参照ください。）

# 1.(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

## 見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。**



### 対応すべき新たな課題

#### 社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

#### 生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続きを行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない

## 見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）とともに、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする



## 1.(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、**成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりが重要**となっています。

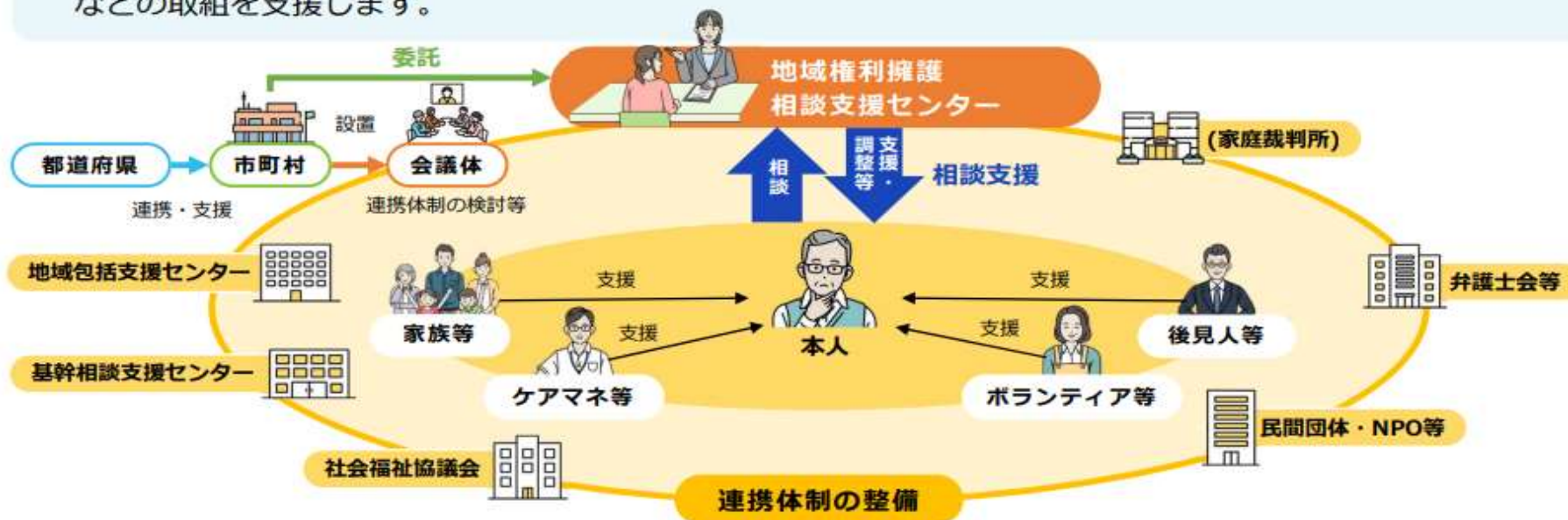
### 見直し内容

権利擁護に関する地域の支援体制を強化するため、市町村に対して、

- 権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施
- 地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備

などに取り組むことを促します。また、

- 地域における権利擁護支援を担う中核的な機関である「**地域権利擁護相談支援センター**」や情報交換・連携体制の整備を担う**会議体の設置を法定化**するとともに、市町村におけるセンターの設置などの取組を支援します。



## 1.(5) 有料老人ホーム制度の見直し(現行制度と課題)

- 有料老人ホームには、

- ・住まいと介護サービスを一体的に提供する「介護付きホーム」(介護保険指定あり)
- ・必要な介護サービスは外部事業所を利用する「住宅型ホーム」

の2類型があります。

近年、多様な介護ニーズの受け皿として重要性が高まる中、**中重度の要介護者の増加などにより、両者は機能的に近接しています。**しかし、**制度上の位置付けには顕著な差があり、その均衡確保が課題**となっています。



- 「住宅型ホーム」では、併設・隣接事業所の利用への限定・誘導等による入居者の主体的な選択の制約・過剰な介護サービスの提供といった、いわゆる「囲い込み」の課題も指摘されています。

### 有料老人ホームについて

#### 有料老人ホーム (施設数：約2万5千棟、定員数：約95万名) \*1

##### 「住宅型」有料老人ホーム

- 施設数：約2万棟 (うち、サ高住 (注) 約7千棟)
- 定員数：約63万名 (うち、サ高住 約24万名)

##### 「介護付き」有料老人ホーム (特定施設\*2)

- 施設数：約5千棟 (うち、サ高住 約800棟)
- 定員数：約32万名 (うち、サ高住 約3万8千名)

(注) サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)は、高齢者住まい法に基づき、都道府県の登録を受けて、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する、バリアフリー構造等を有した住宅です。 ※少なくとも状況把握・生活相談サービスを提供。

#### \*1 有料老人ホーム

**老人福祉法**に基づく高齢者向けの居住施設です。食事や介護などのサービスを提供します。都道府県等への事前届出が必要です。

<①～④のいずれかを提供>

- ①食事の提供 ②介護(入浴・排泄・食事)の提供
- ③洗濯・掃除等の家事の供与 ④健康管理

※ 運営・人員基準なし(ガイドラインのみ)

※ サービス付き高齢者住宅についても、上記①～④を提供する場合は有料老人ホームに該当

#### \*2 特定施設入居者生活介護

**介護保険法**に基づき、都道府県等の指定を受けて、有料老人ホームが介護サービスを直接提供する仕組みです。

※ 居宅サービス、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を包括的に提供。

※ 介護報酬で運営・人員基準、利用者保護を担保。

# 1.(5) 有料老人ホーム制度の見直し(主な改正内容)

## 見直し内容

有料老人ホーム全体の質を底上げし、利用者が安心して選択・利用できる制度へ見直します。



### いわゆる「囲い込み」対策の強化

### 「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

#### 登録制の導入 老人福祉法

有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とするホーム(※1)について、入居者保護の観点から、登録制を導入します。

(※1) 対象ホームは、入居対象者の要件により判断。現存する有料老人ホームの大半が対象となることを想定。

#### ① 事業者間の独立性の確保 老人福祉法

登録制対象(\*)の「住宅型ホーム」について、

- ・相談支援(ケアマネジメント)事業者
- ・介護サービス事業者

の独立性を確保する措置(※2)を導入します。

(※2) 特定の介護サービス事業者の利用を入居要件とすることの禁止、  
ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表、会計の区分経理等

#### ② 新たな相談支援類型の導入 介護保険法

登録制対象の「住宅型ホーム」の入居者に対し、ホームと対等な立場で

- ・ケアプラン作成
- ・地域生活相談(地域活動等の参加への支援)

を包括的に提供する新たな相談支援類型を導入します(※3)。  
(登録施設介護(予防)支援)

(※3) 当面の間、既存の居宅介護支援事業者は、新たな指定申請を不要とする予定

#### ③ 入居者紹介事業に係る認定制度の創設 老人福祉法

有料老人ホーム協会による入居者紹介事業の優良事業者認定制度を創設します。

(\*) 登録制の対象とはならないホームについても、所要の見直しを行う。

#### ① 基準・規制の整備 老人福祉法

登録制対象(\*)の「住宅型ホーム」及び「介護付きホーム」について、

- ・運営・人員基準(※4)
  - ・利用者保護に関する規制
- を導入します。

(※4) 現行の標準指導指針を遵守しているホームにとって、過度な負担とならない水準とすることを想定

#### ② 適切な支援・サービス利用確保の責務 老人福祉法

登録制対象(\*)の「住宅型ホーム」に対し、

- ・新たな相談支援類型による適切な相談支援
- ・適切な介護サービスの利用

を確保する責務を規定します。

#### ③ 新たな相談支援類型の導入(再掲 ※左記参照) 介護保険法

#### ④ 利用者負担の均衡 介護保険法

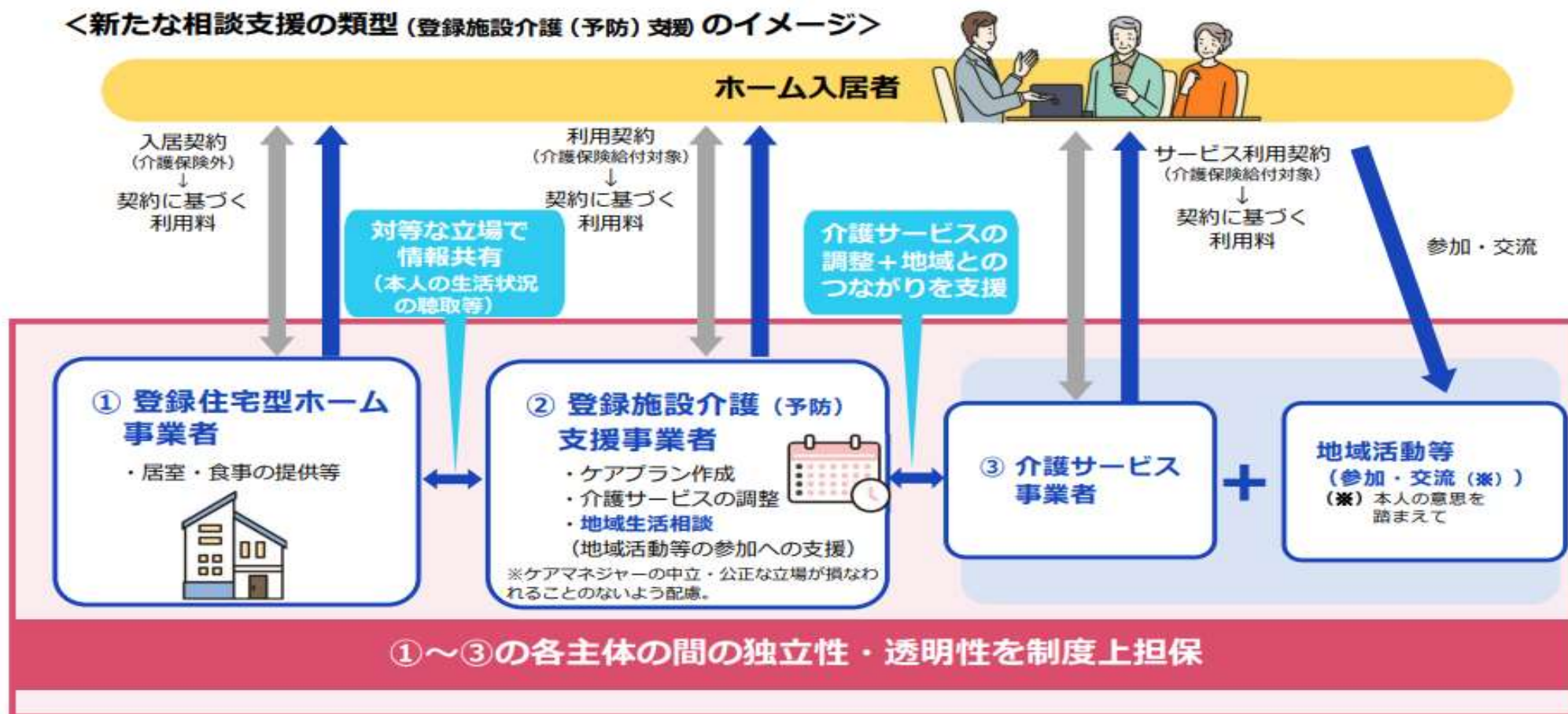
新たな相談支援類型については、  
「介護付きホーム」等との均衡の観点から、利用者負担(原則として1割)を求めます(※5)。

(※5) 費用徴収に伴う事務負担軽減の方法を周知予定

## 1.(5) 有料老人ホーム制度の見直し(新たな相談支援の仕組み)

有料老人ホームの見直しにあわせて、入居者に対するケアマネジメントの独立性を担保し、入居者のケアプラン作成と地域とのつながりへの支援を一体的に行う新たな相談支援の仕組みを創設します。

### ＜新たな相談支援の類型(登録施設介護(予防)支援)のイメージ＞



※ 特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)では、①～③を一体的に提供(外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供)

## 2.(3) ケアマネジャー(介護支援専門員)の更新制の廃止・研修の見直し

ケアマネジャーの更新制は、5年ごとの更新時に研修受講を義務付けることで、専門知識の向上を図る仕組みです。利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、**研修を通じた資質の確保・向上が重要**です。一方で、更新制に紐づく研修は**時間的・経済的な負担が大きい**との声もあり、**研修の在り方について見直し**が求められていました。



### 見直し内容

#### ① 更新制の廃止

研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止します。

#### ② 研修の在り方の見直し

専門職としての質の確保・向上は引き続き重要であり、定期的な研修の受講は継続しますが、**柔軟に受講できるように**します。

(※) あわせて、現行の再研修に代わって、離職後に生じた制度変更等の知識のアップデートを目的とした、簡素な研修の仕組みを新設予定

#### ③ 事業者の役割の明確化

事業者に対しても、**従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、必要な措置を講ずる義務**を課します。

(例：受講時間の確保、受講状況の確認 等)

#### 現行の更新研修（2回目以降の場合）

- 資格更新の要件としての研修
- 32時間の研修を決められた日（概ね4～9日前後）に受講

| 研修科目  |                          | 時間 |
|-------|--------------------------|----|
| 講義    | 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開 | 3  |
|       | ケアマネジメントの実践における倫理        | 2  |
|       | リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解 | 2  |
| 講義／演習 | ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表  | 25 |
| 合 計   |                          | 32 |

#### 見直し後に定期的に受講する研修のイメージ

- 研修受講を要件とした資格更新の仕組みを廃止
- 一度交付を受けた資格は、期限により失効することはありません。
- 一定期間（例：5年間）の間に、任意のタイミングで分割して受講できる仕組みとします。
- 初回の更新研修相当の研修などを中心に、全体の時間数の縮減を検討します
- 国による教材の一元作成や(※)、オンライン受講を推進します。

(※) 研修の内容についても、直近の制度改正・報酬改定の内容など最新の知識が学べるように見直し、研修の質の確保を図ります。